

松戸市農業委員会総会議事録

令和4年11月11日

令和4年松戸市農業委員会11月総会議事録

松戸市農業委員会会長 椿 唯司は令和4年11月11日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
9番	鈴木榮一	10番	渡邊洋子
11番	湯浅孝一	12番	杉浦昌平
13番	松戸英樹	14番	杉浦勇司
15番	渡邊慶弘		
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

8番 椿 唯司

1. 関係課出席職員 農政課

課長 加藤 広之

1. 事務局出席職員

事務局長 岡野 衛

主幹兼係長 古山 和幸

事務局長補佐 榊 孝弘

主幹兼係長 武井 博子

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年11月総会を開催いたします。

本来であれば会長が議長を務めるところでございますが、本日、所用により会長が欠席のため、松戸市農業委員会会議規則第5条の規定により、私、職務代理者の山口が議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号7番、岩佐忠夫委員、議席番号9番、鈴木榮一委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第2号となっております。

なお、報告事項につきましては第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いします。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号の1番 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第2審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 座長を務めさせていただき議席番号1番の加藤一郎です。

去る11月1日火曜日、議案第1号、2号の審査のため、第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、山口輝雄職務代理をはじめ、渡邊洋子第2審査会副会長、平川正俊推進委員、湯浅清推進委員と私の5名により、現地調査の上詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第1号の1番 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから2ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところにございます。

申請地は2筆で、面積は2,048平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、農業経営の規模を拡大するためです。

譲渡人の申請理由は、農業従事者ではないためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。経営面積は5,215平方メートルであり、許可条件である50アールを超えております。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む家族4人で1,100日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

所有する農機具については、耕運機1台、トラクター2台、動噴1台、貨物自動車2台を所有しています。申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、ジャカイモ、カボチャの栽培を行うとのことでした。

以上、審査会においては、議案第1号1番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきとの意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま加藤一郎座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦昌平委員。

杉浦（昌）委員 12番、杉浦昌平です。

所有権の贈与ということなんですけど、譲受人と譲渡人が親戚関係とか、その関係がちょっと分からなかったんですが、どういう関係の方ですか。贈与ということなんですけど。

議 長 事務局、いいですか。

事務局 お答えします。親戚関係は全くありません。ただ、今回譲り受ける方がこの土地の隣でビニールハウスで耕作をしています。譲渡人は農業をやらないということですので、使っていた方がいいかということで今回贈与になりました。

杉浦委員 全く親戚関係はなしで、贈与するということですね。

議 長 よろしいですか。

杉浦委員 はい。

議 長 ほかに意見ございますか。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

申請者は直売所もやっています、一生懸命農業をやっているの、そういうことを見て、農地を渡すことにしたと思います。審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

審査会意見のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番は許可することに決定をいたしました。

続いて、議案第1号の2番、説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第1号の2番についてご説明いたします。

議案書1ページ、議案参考資料については3ページから4ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の3ページのところにございます。

申請地は1筆で面積は502平方メートル、現況は畑で適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、農業経営規模を拡大するためです。

譲受人の申請理由は、高齢で耕作が困難なためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。経営面積は7,889平方メートルであり、許可条件である50アールを超えております。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む家族4人で1,200日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

所有する農機具については、トラクター4台、耕運機1台、パワーショベル1台を所有しています。申請地を耕作するには充分であると判断しました。

申請地の営農計画では、分葱の栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では議案第1号の2番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま加藤一郎座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊慶弘委員。

渡邊（慶）委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

ただいま座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成いたします。お諮りください。

議 長 ただいま渡邊慶弘委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会意見のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番は許可することに決定をいたしました。

◎議案第2号

議 長 続いて、議案第2号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については6ページから10ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の6ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転になります。

申請理由は、申請者は市内を中心に排水・水道設備、土木工事業を営んでおります。本社から近く、事業をする上で利便性が良い土地であることから、申請地を譲り受け、資材置場用地とするためです。

施設の概要については、管材、コンクリートブロック、砕石などと、それらを運ぶトラックを置く資材置場です。整地については全面砕石敷きとし、入口部分の一部をアスファルト舗装とします。

排水については雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側、南側及び東側は2メートルの鉄柵で囲い、砂利の流出を防ぎます。

審査会では、現地調査の結果、既に施設概要で説明したとおりに造成され、資材置場として利用されていることが判明しました。この行為に対し、農地法違反であることを指摘いたしました。この農地法違反については、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認

後、最終的な意見決定を行うことにしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、申請者が当該申請地を相続によって取得する以前の約30年前から、農地法の許可を得ないまま資材置場として利用されており、申請者が相続により取得した時点で、原状回復せず現在に至るまで農地以外として利用していたことに対し、心より陳謝いたしますとの内容でございました。

他法令については、該当する法律はございません。

所要額については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号1番についてご説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま加藤一郎座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号11番の湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 湯浅孝一委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付し

て県知事宛に送付することに決定いたしました。

続いて、議案第2号の2番と3番は関連がございますので、合わせて説明をお願いします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号の2番と3番についてご説明いたします。

議案書の3ページ、4ページ、議案参考資料については、12ページから17ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の12ページのところにございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転になります。

申請理由は、申請者は松戸市内で2店舗の遊技場の営業をしています。そのうちの1店舗が国道464号線北千葉道路の事業地となっており、立退きに伴い、その店舗の経営規模をも一つの店舗に集約することから、申請地を取得し、駐車場用地とするためです。

施設の概要については、普通車132台を置く駐車場です。整地については、全面砂利敷きとします。

排水については雨水のみの自然浸透です。

被害防除については、西側は既設のフェンス、東側は既設のブロック塀2段に1メートルのフェンスを利用します。

審査会では、公共事業への協力するために当該申請地を取得すること、さらに当該申請地の地権者との売買が成立したこと、既存の店舗と当該申請地が隣接し、好立地であることを審査会として申請者に確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

所要額については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところ です。

農地区分については、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の2番と3番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま加藤一郎座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山室委員。

山室委員 議席番号5番、山室一美でございます。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま山室委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番と3番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書5ページ、報告事項1から15ページの報告事項5について報告させていただきます。

まず、5ページから6ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により2件の届出を受理しました。なお、2件ともあっせん希望はありませんでした。

次に、7ページから8ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、8ページに記載のとおり、9月分として田1件、360平方メートル、畑8件、6,288平方メートル、合計9件、6,648平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、9ページから12ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、12ページの記載のとおり、田8件、2,996平方メートル、畑25件、

1万806平方メートル、合計33件、1万3,802平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13ページ、報告事項4 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、2件を県知事宛送付しました。

次に、15ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書1件を交付しました。

事務局からの報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和4年11月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時30分